## 教育カードローン

令和4年4月1日現在

令和4年4月1日現在 	
商品名	きたしん教育カードローン
ご 利 用いただける方	・満18歳以上の方。 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・申込される方の子弟、孫、被扶養親族が就学中または就学予定である方。 ・対象となる学校は、国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるものと致します。 (予備校・小中学校・幼稚園・保育園も含みます。) ・安定継続した収入のある方。 ・本件申込金額と当金庫取扱分および他金庫取扱分を含めた基金保証付消費者ローンの利用残高合計が 3,000万円以内の方。
お使いみち	・申込人の子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる学校等への納付金および就学にかかる付帯費用。 <対象となる資金使途の例> ① 就学する学校等への納付金(寄付金、学校債、滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む) ② 就学にかかる付帯費用(受験費用、教材費、下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等)など ③ 上記、①または②を使途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料。
ご利用限度額	・50万円以上500万円以内。(10万円単位)
ご利用期間	・貸越利用可能期間、4年9ヵ月以内(医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は6年9ヵ月以内) ・貸越利用可能期限後の返済期間、貸越利用期限の翌月から10年以内
ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。(保証料込)
ご返済方法	・貸越利用可能期間中は、元金返済据置(毎月7日利息のみ支払い) ・貸越利用可能期限後は、元金均等返済 ・毎月7日に当初ご契約の融資極度額に応じて定例自動返済。 ※貸越極度額に応じた当金庫所定の定例元金返済額となります。
保 証 人	・(一社)しんきん保証基金の保証付となります。
苦情処理措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務グループ(9時〜17時、電話:0164-22-1216) にお申し出ください。また、全国しんきん相談所(9時〜17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区 しんきん相談所(9時〜17時、電話:011-221-3273)でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ・詳しくは、上記総務グループへご相談ください。
紛争解決措置	・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター、並びに札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総務グループまたは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)、並びに北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。 ・また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 ・なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 ・詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務グループにお問合わせ下さい。
その他	・きたしん教育カードローンのカードは、当金庫および他の信用金庫、銀行、信用組合、農協、労働金庫等提携金融機関のATMでご利用できます。 ・現在のご融資利率につきましては当金庫本支店までお問い合わせ下さい。 ・ご不明の点につきましては、窓口へお気軽にお問合せ下さい。